



**税務 税務課からのお知らせ**

問 税務課 滞納整理対策係  
☎476-1111(114)

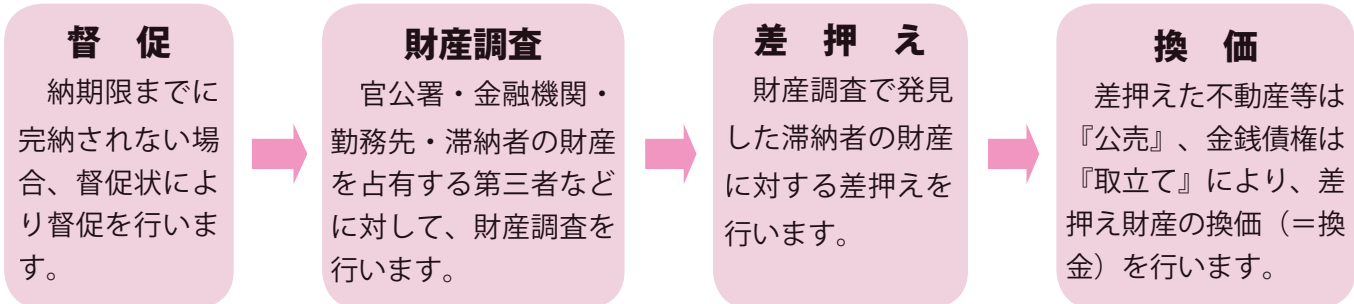
◆滞納整理の強化について

**税金の滞納は許しません!!**  
～納期内納付が原則です～



**【滞納処分の流れ】**

税金を滞納すると、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、滞納している人の財産（不動産、預貯金、給与など）の差押え、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。



**督促**

納期限までに完納されない場合、督促状により督促を行います。

**財産調査**

官公署・金融機関・勤務先・滞納者の財産を占有する第三者などに対して、財産調査を行います。

**差押え**

財産調査で発見した滞納者の財産に対する差押えを行います。

**換価**

差押えた不動産等は『公売』、金銭債権は『取立て』により、差押え財産の換価（＝換金）を行います。



タイヤロックによる自動車の差押

滞納処分により、執行される主な差押は・・・



預貯金の差押



不動産の差押

※その他、換価価値のある動産や、給与、生命保険等も差押の対象となります。

<これまでに町が行った滞納処分の内訳>

年 度	内 訳					
	預貯金	給与	生命保険	出資金	タイヤロック	その他債権
平成22年度	81人	4人	13人	1人	—	—
平成23年度	67人	4人	14人	2人	—	4人
平成24年度	97人	11人	5人	1人	1人	16人

税は生活に欠かすことのできない公共サービスや公共施設の維持管理などに必要な財源の中心となる大切なものです。

しかし、税の滞納が増えることによって、督促状・催告状の送付など、滞納整理の経費に余分な税金を使うことになり、また、国からの財政支援が削減される可能性があるため、結果として町民の皆さんに大きな不利益が生じてしまうこととなります。

決められた納期内に納付することは、公共サービスに必要な不可欠な財源の確保に繋がりますので、納期内での自主納付をお願いいたします。

**納付が困難なときは、必ず相談を！！**